

あおしん ファクシミリ外国送金サービス利用規定

1. サービスの内容と適用範囲

本サービスの内容は契約者からのファクシミリを使用した依頼（以下、「送金依頼」という）に基づき、当金庫が外国送金（以下、「送金」という）の手続きを行うものです。

また、本サービスは下記条項により取り扱うものとします。

2. 送金依頼書

この取り扱いに使用する外国送金依頼書兼告知書<ファクシミリサービス用>（以下、「送金依頼書」という）は、当金庫所定のものを使用することとします。

3. ファクシミリ送信先

この依頼は、契約者のファクシミリ機から当金庫指定のファクシミリ機宛に送金依頼書を送信するものとします。

4. 取扱担当者の届出

契約者は、当金庫に当該サービス利用担当者を届け出ることとします。また、当金庫は、同担当者からの送金依頼をもって契約者本人からの送金依頼として取り扱いません。

5. ファクシミリによる送金依頼受付時限

本サービスの受付時間は、以下の時限までとします。

国内外貨建送金 午前 11時00分まで

上記以外の送金 午後 2時30分まで

ただし、円建ての送金については受付時限内であっても当日発信できない場合があります。

上記時限を過ぎた場合の送金依頼は、翌営業日の受付として取り扱うこととします。

6. 暗証番号

本サービスを利用するにあたっては、契約者は当金庫に登録番号を届け出ることとし、登録番号および当金庫から別途受領した暗証番号表の管理に契約者は責任を負うものとします。

当金庫は、当金庫所定の方法で算出された数字が暗証番号として送金依頼書および同申込取消依頼書等ほかの依頼書に記載されている場合には、正当な契約者からの依頼として取り扱いをします。

なお、その取り扱いにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. 送金資金等の支払い

この取り扱いによる送金資金・送金手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下、「送金資金等」という）の支払いは、別途届け出された「預金口座振替（自動支払）依頼書（外国為替用）」に基づき、預金通帳および預金払戻請求書または当座

小切手の提出を省略のうえ、契約者本人の支払指定口座から引き落とすものとします。ただし、当該支払指定口座は所定の手続きで行った本人確認済口座に限ります。

8. 送金契約の成立時点

送金契約の成立は、当金庫が送金の依頼を承諾し、なおかつ送金資金等を支払指定口座より受領した時に成立するものとします。

9. 適用相場

外貨建ての送金の場合、その適用相場は原則受付当日の対顧客電信売相場（T T S レート）となりますが、外国為替市場の動きにより市場連動相場あるいは二次公示相場が建った場合は、その相場適用の基準は、契約者からのファクシミリ記録時間に因らず、当金庫が提示した為替相場を契約者、または担当者が了解した時点とします。

10. 送金依頼

(1) 送金依頼手続き

- ①送金依頼前に、送金資金等を支払指定口座に準備しておくこととします。
- ②送金依頼書には、送金依頼内容等のほか、担当者名・暗証番号・電話番号、F A X 番号を記載し、記名または署名することとします。
- ③送金依頼書は、契約者が届出したファクシミリ番号から、当金庫が指定したファクシミリ番号に送信するとともに、送金件数等を当金庫の担当者に電話連絡することとします。
- ④当該送金についての当局の許可・承認・報告等が必要な場合には、予め当該許可書等を当金庫に提示することとします。

(2) 送金依頼内容等の不備の取り扱い

①送金依頼内容等の不備

ファクシミリにより受信した送金依頼書の記載事項に不備がある旨、または印字不鮮明である旨を当金庫が電話連絡した場合には、当該依頼を撤回したものと取り扱います。なお、不在により電話連絡できなかった場合にも同様の取り扱いとします。

再度送金を依頼する場合には、送金依頼書上に「再送分」である旨を表示して再度送信することとします。

②送金資金等の不足

送金資金等が不足である旨を当金庫が電話連絡した場合には、当金庫は当該依頼を保留します。

当金庫は、送金資金等を支払指定口座より受領した時点で、正式に依頼を受けたこととします。この場合、送金依頼受付時限内の受付であっても、当該送金手続きは翌営業日とすることがあります。

前記各項の不備により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

1 1. 送金手続き

- (1) 外国送金は当金庫の事務手続きにより行います。
- (2) 計算書は別途発行しますが、依頼書の控えが必要な場合は、当金庫からのファクシミリによる送信したもので代用します。

1 2. 取消依頼

- (1) 送金依頼を取り消す場合には、以下の手続きにより取消依頼をすることとします。
ただし、送金契約成立後は取消ができないことがあります
 - ①当金庫に対し取消の旨、電話連絡することとします。ただし、この電話連絡をもって取消の依頼とはなりません。
 - ②当金庫所定の外国送金申込取消依頼書（ファクシミリサービス用）に必要事項および暗証番号を記入し、当金庫指定のファクシミリ機に送信するものとします。
 - ③送信内容等に不備がある旨を当金庫が電話連絡した場合には、当該依頼は撤回したものと取り扱います。この場合、送金依頼書上に「再送分」である旨を表示して、再度送信することとします。
 - ④送金契約成立後で取消ができない場合は、組戻しの手続きをとります。この場合は当金庫の所定の手続きにより、また別途組戻手数料等をお支払い頂くこととなります。

1 3. 変更依頼

- (1) 送金契約成立前の変更依頼
送金契約成立前に送金依頼内容を変更する場合、送金依頼を取消し、新規に送金依頼をすることとします。この場合、前項の「取消依頼」の手続きをもって行います。
- (2) 送金契約成立後の変更依頼
送金契約成立後においては、送金依頼内容の変更は原則できないこととします。この場合、当金庫別途規定する方法をもって所定の外国送金内容変更依頼書を提出のうえ行います。その際、変更手数料等をお支払い頂くこととなります。

1 4. 免責事項

- (1) 通信機器、回線等の故障
通信機器、回線等の故障により、本サービスの取り扱いが遅延したり、不能になった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 外国送金取引規定により、下記の損害については、当金庫は責任を負いません。
 - ・ 関係銀行の責に帰すべき事由が原因で生じた損害
 - ・ 発信した書類および電信の延着および不着、ならびに電信の字崩れ、誤謬等が原因で生じた損害
 - ・ 関係銀行が、その所在地の慣習に従って送金を取り扱った結果生じた損害
 - ・ 日本および外国の法令が原因で生じた損害

・その他、当金庫にとっての不可抗力が原因で生じた損害

(3) 送信された依頼書上の暗証番号および担当者名が届出のものと一致を確認して取り扱いをしたうちは、当該暗証番号等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15. 暗証番号表等の紛失

暗証番号表等を紛失した場合には、直ちに当金庫に連絡することとします。連絡が遅延したことによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

16. 届出事項の変更等

電話番号・登録番号等届出内容に変更がある場合には、書面により届け出ることとします。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

17. 解約

この契約は、当事者の一方の申し出によりいつでも解約することができることとします。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。また、契約者に連絡が取れない状態が生じた場合には、当金庫は届出住所あてに解約通知を発送することにより、この契約を解除することができることとします。なお、以下の場合には、当該契約は失効されたこととします。

- ①支払指定口座が解約された場合
- ②支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
- ③手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- ④契約者の預金、債権に仮差押、保全差押または差押の命令・通知が発送された場合
- ⑤第18条に掲げる規定で預金取引の停止や解約に該当した場合

18. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫が定めた外国送金取引規定のほか、普通預金規定（総合口座規定を含みます）、外貨普通預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越規定書によります。